

経済危機と在日ブラジル人

—何が大量失業・帰国をもたらしたのか

樋口 直人

- 1 在日ブラジル人の大量失業—何が問題なのか
- 2 経済危機以降何が生じているのか
- 3 調査と分析方法
- 4 景気後退期における在日ブラジル人の労働市場の変化
- 5 定住化言説の逆説と自治体政策の経路依存性
- 6 「市場の失敗」と「政府の失敗」をこえて

1 在日ブラジル人の大量失業—何が問題なのか

2008年のリーマン・ショックに端を発する経済危機がもたらす雇用危機が、日本ではブラジル人を初めとする南米人にもっとも甚大な影響を及ぼしたことは間違いないだろう。ブラジル人の「派遣切り」については、テレビ、新聞や雑誌などの一般メディアでも繰り返し取り上げられ、後述するように自治体による実態調査も急速に蓄積されつつある。要約すれば、急激に縮小した輸出依存度の高い部門たる自動車・電機産業で非正規雇用が打ち切られ、そこに集中していたブラジル人の大量失業が生じたということになる。

こうした事態を学術的にはどのように捉えられるのか。丹野清人（2009）は経済危機後の企業調査をもとに、危機言説の陰に隠れた企業の雇用戦略の再編が日系人の大量失業の背景にあるとしている。これは一定の問題提起と評価できるだろうが、経済危機のインパクトそのものに迫っているわけではない。直接的な影響を見極めるには今後数年を要するとしても、問題の重要性に鑑みれば、現時点で必要な論点提示と分析を行っておく必要があり、それが本稿の目的となる。

その際に有益なのは、経済危機が他の国や世界大で移住労働にもたらす影響を論じた一連の論考である（Abella and Ducanes 2009；Awad 2009；Fix et al. 2009；Gibb 2009；Martin 2009a, 2009b；McCabe et al. 2009；OECD 2009；Papademetriou and Terrazas 2009；Rogers et al. 2009；Taran 2009）。これらは実証的な調査にもとづくわけではなく、急展開する事態をメディアや各種会議報告、統計などから把握しようとした暫定的な研究にすぎない。だが、そこからいくつかの重要な論点を引き出すことができる。世界的な移民の動向を知る上でもっとも重要な刊行物のひとつであるOECDのSOPEMIによれば、経済危機が移民に及ぼす影響がより可視的なのは危機が早期に始まった国である

という（OECD 2009：17）。アイルランド、スペイン、イギリス、アメリカがこれに該当するが、後述のように日本ではブラジル人を初めとする南米人に経済危機のしわ寄せが集中した点で特異である。

なぜこのような事態がもたらされたのか。本稿は、この問いに対して労働市場の変化と外国人政策の不備という観点からアプローチするが、その前に経済危機以降の状況を概観して従来の言説を再検討しておきたい。

2 経済危機以降何が生じているのか

日本に朝鮮半島以外からの移住労働者が多数流入するようになった1980年代後半以降、1990年代と2008年という2つの大きな景気後退があった。その影響を外国人登録者数との関連で考えるため、表1をみておこう。主な南米人の国籍別にみると、1990年代のブラジル人についてはアジア通貨危機後の1998年のみ減少しており、その後が続くのが2008年となる。ペルー人はこれまで人口減少を経験しておらず、それ以外の3国は1990年代前半に小幅な減少と増加の停止が生じているが、これはアルゼンチンのペソ高など送出国側の事情によるものだろう。従来いわれてきたことの確認になるが、1990年代の長期不況にもかかわらず在日南米人人口は基本的に増加してきたといつてよい⁽¹⁾。

表1 日本の外国人登録者数の推移

	全外国人	ブラジル	ペルー	ボリビア	アルゼンチン	パラグアイ
1989	984,455	14,528	4,121	238	1,704	471
1990	1,075,317	56,429	10,279	496	2,656	672
1991	1,218,891	119,333	26,281	1,766	3,366	1,052
1992	1,281,644	147,803	31,051	2,387	▼3,289	1,174
1993	1,320,748	154,650	33,169	2,932	▼2,934	▼1,080
1994	1,354,011	159,619	35,382	▼2,917	▼2,796	1,129
1995	1,362,371	176,440	36,269	▼2,765	2,910	1,176
1996	1,415,136	201,795	37,099	2,913	3,079	1,301
1997	1,482,707	233,254	40,394	3,337	3,300	1,466
1998	1,512,116	▼222,217	41,317	3,461	▼2,962	▼1,441
1999	1,556,113	224,299	42,773	3,578	▼2,924	1,464
2000	1,686,444	254,394	46,171	3,915	3,072	1,678
2001	1,778,462	265,962	50,052	4,409	3,229	1,779
2002	1,851,758	268,332	51,772	4,869	3,470	1,895
2003	1,915,030	274,700	53,649	5,161	3,700	2,035
2004	1,973,747	286,557	55,750	5,655	3,739	2,152
2005	2,011,555	302,080	57,728	6,139	3,834	2,287
2006	2,084,919	312,979	58,721	6,327	3,863	2,439
2007	2,152,973	316,967	59,696	6,505	▼3,849	2,556
2008	2,217,426	▼312,582	59,723	6,527	▼3,777	▼2,542

出典：法務省入国管理局『出入国管理統計年報』各年次版、各年12月末現在の数値。

注：▼は前年比登録者数が減少したことを示す。

(1) ただし、好景気がずっと続いていたならば、増加のペースが格段に速くなった可能性は高い。バブル崩壊後の残業減と部分的な時給減により、送出国側との賃金格差が縮まったことは、潜在的な渡日層を縮小させる効果を持ったと考えられるからである。

しかし、2008年以降の経済危機はそれまでとは異なる結果をもたらした。まず、経済危機が移住労働者の雇用に及ぼした影響を確認するため、EU（当初加盟国、全体、G8加盟国と前述のスペイン、アイルランド）と日本とを比較してみよう。表2は、国ごとの失業率の算定方法の相違を調整した失業率の推移を示している。このうち国籍別の失業率が公表されていない日本については後述するとして、まずどの国でも当該国民より外国人の失業率の方が高いことを確認しておこう⁽²⁾。そのうえで経済危機の影響をみると、EU全体ではその差が約7ポイントから10ポイントへと拡大している。この差がもっとも大きいのは14ポイントになるフランスで、小さいのは3～4ポイントのイギリスである。先に触れたSOPEMIで経済危機の影響が大きい国とされるアイルランドやスペインは、国民とEU域外国籍者の失業率の差がそれぞれ3→4ポイント、8→12ポイントと拡大している。しかし、国全体の失業率もそれぞれ8ポイント、7ポイント程度上がっており、移住労働者に影響が集中したとはいえない。

ひるがえって日本の状況はどうだろうか。日本の失業者は2008年9月から最悪の2009年7月までに88万人増加し、有効求人倍率が0.83から0.42まで下がった。失業率も1953年以来最悪の状況になったが、それでも5.6%（季節調整値）にとどまっており、2ポイント弱の上昇でしかない。それに対して、ブラジル人を初めとする南米人の状況はどうか。外国人の失業率に関する公式統計が存在しないため、経済危機以降に自治体、その関連団体や研究機関による実態調査の結果を参考資料として挙げておこう。これまでなされた調査結果をまとめたのが表3であり、地域やサンプリングの方

表2 欧州と日本の失業率の推移（季節調整値）

		2008	2008	2008	2009	2009	2009
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9
EU27カ国	EU域外国籍者	14.1	13.6	15.7	19.3	19.2	18.9
	当該国民	6.4	6.4	6.9	8.1	8.2	8.4
EU12カ国	EU域外国籍者	14.3	13.9	16.0	19.6	19.3	18.8
	当該国民	6.5	6.6	7.1	8.2	8.3	8.5
ドイツ	EU域外国籍者	18.0	16.9	17.3	19.3	18.4	18.2
	自国民	7.0	6.4	6.2	7.2	7.0	7.0
アイルランド	EU域外国籍者	7.9	10.2	9.2	12.1	15.1	16.0
	自国民	4.9	6.4	7.1	9.3	11.3	11.8
スペイン	EU域外国籍者	17.0	17.5	22.6	30.2	29.7	28.5
	自国民	9.3	10.2	12.5	15.2	16.0	16.1
フランス	EU域外国籍者	18.6	17.9	20.4	24.4	22.6	22.6
	自国民	6.6	6.9	7.6	8.3	8.3	8.5
イタリア	EU域外国籍者	9.3	7.3	9.1	10.5	11.2	10.3
	自国民	6.6	6.0	6.9	7.7	7.0	7.0
イギリス	EU域外国籍者	8.7	8.8	8.8	9.8	11.6	12.3
	自国民	5.0	6.0	6.1	7.0	7.5	7.9
日本	全体	4.0	4.0	4.0	4.5	5.2	5.5

出典：Eurostat, 15～64歳対象。

(2) 元の統計には、国籍別ではないがEU域内の外国人の失業率データも存在するが、いずれも域外外国人の失業率より低い。ここでは、当該国民との差がもっとも大きいEU域外外国人の失業率のみのせてある (<http://ec.europa.eu/eurostat>)。

法、調査期間もばらばらながら、報告書に記載されている失業率はいずれも40%台である。これは、聞き取りにより失業状態にあると判断された者の比率であり、公的に定義される失業者とは完全には一致しないため、解釈には留保が必要だろう。とはいえ、いずれの調査も失業率は40%台という結果が出ていることから、表1で挙げたEU諸国より「日本人」と「ブラジル人（ないし南米人）」の失業率の格差がかなり大きいとはいえる。

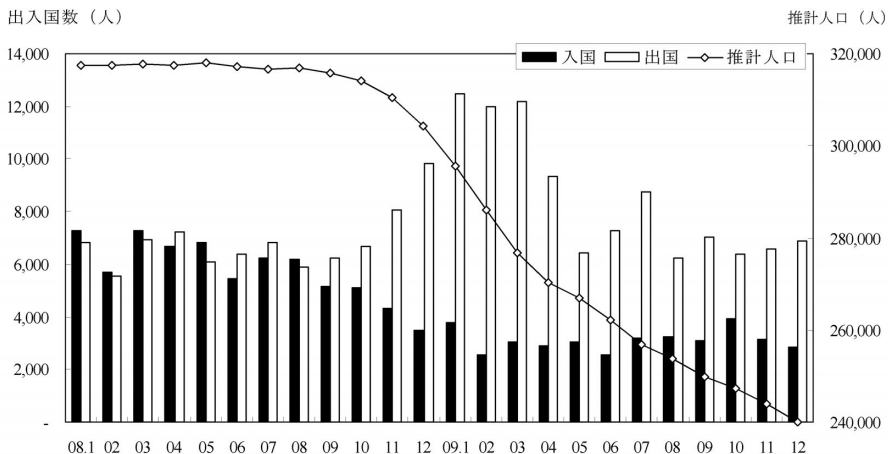
このような高い失業率は、在日ブラジル人の大量帰国を生み出している。2008年末の外国人登録者数は、表2では微減にとどまっていたが、これを月単位で見るとすさまじい勢いで在日ブラジル人が減少していることがみてとれる。図1は、2007年末の外国人登録者数を基点として、それ以降の各月のブラジル人の出入国数の差から在日人口の推移を表したものである。2009年12月現在の推計人口は239,868人であり、経済危機前と比べて8万人近くが減少し、なおも人口流出が止まらないことに注意したい。人口減が始まった2008年9月からの15ヶ月間で約25%の人口減が生じたわけで、表1で示した人口の推移は大きく書き換えられることになる。

表3 経済危機後に行われた調査での失業率

	調査期間	調査方法	対象者	回答者数	失業率
滋賀県国際協会（2009a）	2009.1	滋賀県内の調査員が把握している家庭を訪問	南米人	238	42%
滋賀県国際協会（2009b）	2009.6	同上	南米人	283	46%
がんばれ！ブラジル人会議（2009）	2009.1-2	浜松市内の人が多く集まる場所で調査票を配布	ブラジル人	2,773	47%
渡辺（2009）	2008.12	甲信越・東海地方の6市で個人ネットワークを利用して質問票を配布	南米人	426	44%
岐阜県（2009）	2009.7-9	岐阜県内の団体や調査員が把握している家庭を訪問	ブラジル人	2,343	40%

注：渡辺（2009）の調査結果は、失業率ではなく非就業率を指しているが、渡辺自身が失業か否かを判断できていないので、非就業率を掲載している。他の調査では、非就業者を除いて失業率を算出している。

図1 在日ブラジル人の推計人口の推移



出典：2007年12月時点の数値は法務省入国管理局『出入国管理統計年報』、月ごとの推移は同『出入国管理月報』各月次版。

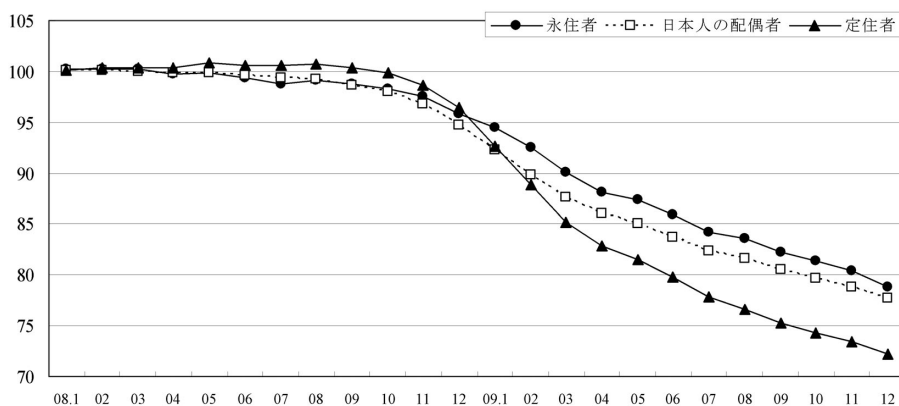
このような未曾有の人口流出はいかにして生じたのか。図1をみると、ブラジル人人口は2008年9月から単調減少に入り、同年11月以降加速した。帰国のピークは2009年1～3月であり、この3ヶ月は毎月ほぼ9000人ずつが減少したことになる。これは、前年秋に失業して職を採せず失業保険が切れて帰国する者と、年度末に向けた解雇ラッシュにより帰国する者が重なった結果であろう。同年4月以降は減少幅も緩やかになるが、それでも平均で毎月4000人以上が流出していることになる。

では、ブラジル人のなかでも流出が激しいのはどのような人か。年齢別のデータはまだ公表されていないため、ここでは国籍内の唯一の区分たる在留資格別の相違をみることにする。2007年末の登録者数を100としたときの人口の推移を表した図2は、「日系ブラジル人」の大多数を占める3つの在留資格のうち、2009年11月時点で永住者と定住者には7ポイントの差があることを示す。ここからまず読み取るべきは、7ポイントしか差がないという現実であり、永住者であってもすでに2割も減少している。永住者といっても滞日生活を確立していたわけではなく、永住資格を取得するくらいの長期滞在層でも生活基盤は不安定だったと考えるべきだろう。

ただし、日系三世・四世ないし二世の非日系配偶者からなる定住者をもっとも減少していることも見逃すべきではない。在留資格と年齢が厳密に一致しているわけではないが、若年の三世・四世が多い定住者が多く流出していることについては、2通りの解釈が可能である。第1は、日本語能力が相対的に低い三世・四世は解雇される確率が高いがゆえに、帰国した者が多かったという「日本の労働市場連動説」である。第2は、若年層が多い三世の方がブラジルに帰国してから職につける可能性が高いがゆえに、日本に早く見切りをつけたという「ブラジルの労働市場連動説」になる。こうした説の当否は今後の調査を待たねばならないが、高年層が解雇を機に滞日生活に見切りをつけたことが帰国ラッシュにつながったわけではない。

こうした帰国ラッシュは、従来の研究でいわれていた学説を検証する機会ともなる。ブラジル人をめぐる社会学的研究では、これまでブラジル人の「定住化」や「生活基盤の安定化」について、それを前提とするものと留保をつけるものとに立場が分かれてきた。前者の特徴は、ブラジル人の

図2 経済危機以降の在留資格別ブラジル人人口の推移



出典：2007年末現在人口は『在留外国人統計 平成20年版』、それ以降は『出入国管理統計月報』による。
注：2007年末現在の登録人口を100としたときの推移

労働市場における位置づけではなく、労働以外の領域での行為——家族居住、子どもの就学、住宅購入など——によって、日本への定着を論じる点にある（e.g. 広田 2003；小内・酒井 2001）。後者は、ブラジル人が不安定就労層たることを重視し、それが生活基盤の不安定性をもたらすがゆえに定住化に留保をつける（e.g. 梶田・丹野・樋口 2005；大久保 2005）。

後知恵的ではあるが、このような相対立する2つの立場の妥当性を現時点で検証するならば、後者のほうが圧倒的に正確な分析を行っていたといえる。定住論者の小内透（2009：59）は、「失業した者を含め、多くのブラジル人が日本に残っている。日本に根を下ろし、事実上、移民として生活していることがその背景にある」という。しかし、1年半で人口の4分の1が減少する事態が示すのは、ブラジル人の滞日基盤がきわめて脆弱であることに他ならない。

小内は、4分の1が減少したとしても4分の3は日本に残るといいたいのだろうが、これは移民研究の蓄積や国際的な比較の視点を無視した見方である。移住労働者は、ほとんどの場合において不況になったから帰国するわけではない（Gmelch 1980）。移住労働者が経済危機に際して真っ先に解雇の対象となる脆弱性が強調されたとしても（e.g. Taran 2009）、受入国が望むように都合よく帰国する存在ではないのである。ところがブラジル人の場合、そうした国際移民研究の常識からは考えにくいペースで帰国ラッシュが続いている。永住者ですら2割が減少していることも、こうした解釈を補強するものとなろう。信頼に足るデータはないが、これほどの帰国ラッシュはOECD諸国では考えにくく、比肩しうるのは中東産油国くらいではないかと思われる。その意味で小内の現状認識は誤りで、在日ブラジル人の現状分析に必要なのは、「なぜこれほどの大量失業と大量帰国がもたらされたのか」という問いに答えることである。

3 調査と分析方法

本稿では、上述の問いに答えるべく在日ブラジル人の労働市場と、彼ら彼女らに対する自治体の政策を分析するため、それぞれに対応するデータを用いる。データ収集と分析方法は以下のとおりである。

まず、労働市場については2000年9月に豊田市内の製造業に対して行った質問紙調査の結果をもとに分析する。これは、豊田市商工会議所の会員名簿から1,493の製造業事業所を選び出し、郵送にて740事業所から回答を得たものである。うち不達が22通、廃業が5通あり、これらを除いた調整回収率は50.5%だった。740の回答事業所のうち、102事業所が外国人（ほとんどがブラジル人）労働者を雇用した経験を持つ。

次に、自治体の政策については2000年時点で外国人登録者数が2万人の都道府県、および人口50万人以上で外国人登録者数が1万人以上の市を対象とした。1998～2000年に該当自治体を訪問して政策の概要を聞き取りしたが、本稿では聞き取りのデータを分析には用いない。分析に用いるのは、1987～2008年にこれら31の都府県の市が発行した外国人政策に関わる72の要綱・大綱類である。分析の対象となるのは個別の政策ではなく、それらを貫く政策を規定する発想のあり方であることによる。これは、ファヴェルが英仏の移民政策の分析に際して言明したように、公的文書が外国人政策をめぐる「アマチュアの政治理論」を体現しているという観点にもとづく（Favell 2001：15）。

4 景気後退期における在日ブラジル人の労働市場の変化

労働市場の変化をみるに際しては、1990年代の長期不況下においてブラジル人の職場が増加し続けたことに着目する必要がある。1990年代前半には20%強で推移していた日本全体の非正規雇用の比率は、2000年に初めて25%を超え2003年には30%を突破した。こうした非正規雇用の増加は、バブル崩壊後の労働を語るに際していわば常識となっているが、ブラジル人の場合にはバブル期からほぼ全員が非正規で雇用されてきた。ピオリがいうように、世界的にみて移住労働者の多くは二次労働市場に吸収され、ブラジル人もその例外ではない (Piore 1979: 35-6)。ただし、二次労働市場の典型たる非正規雇用部門全体が拡大したことだけでは、この時期の変化を説明できない。それは、ブラジル人の職場が広がった前提条件であるが、彼ら彼女らのニッチ形成にとっては非正規雇用部門内部での位置づけの変化こそが重要だからである⁽³⁾。

1980年代後半の南米からのデカセギの波は、国内出稼ぎ労働者の減少分を補うとともに、好景気に伴う労働市場の逼迫に対応していた。それを示したのが表4であり、ここでは1990年前後に行われた3つの企業調査の結果をまとめている。3つの調査とも結果に大きなばらつきはなく、外国人労働者雇用の論理を示す資料として使えるだろう。この時期に外国人労働者を雇用する原動力となったのは絶対的な人手不足であり、約3分の2の企業がこれを理由としていた。それに対して、安価な労働力であるという理由を挙げていたのは1割未満で、建前的な回答があることを考慮しても労働市場の逼迫が圧倒的に意識されていたといっていよう。

とはいえ、人手不足がブラジル人の正社員登用を促したわけではなかった。バブル期に来日したブラジル人の圧倒的多数は、一時的なデカセギとして就労しに来ていたため、当人も手取り額が下がる正社員になることに積極的でなかったという背景はあるだろう。しかし、むしろそれよりは彼ら彼女らを雇用する側の論理が変化したことのほうが、その後の帰趨をみるにあたっては重要である。すなわち、1990年代を通じてブラジル人の職は間接雇用から直接雇用への移行が生じたのではなく、非正規雇用のなかでも直接雇用が減少し、間接雇用部門が拡大した (丹野 2007; 渡辺 2004)。

こうした変化を前提としつつ、2000年時点で外国人労働者を雇用する理由を示したのが表5である。豊田市という場所柄を反映して、外国人労働者のほとんどはブラジル人と考えられるが、1,464人のうちの67.9% (994人) は社員数が100人以上の企業で働いている。こうした中規模以上の企業では間接雇用の比率が高く、80.2% (797人) が間接雇用であった。それに対して社員数100人未満の企

表4 外国人労働者を雇用する理由

	稲上他 (1992) (N=172)		手塚他 (1992) (N=152)		東京都立労働研究所 (1991) (N=223)	
	回答数	%	回答数	%	回答数	%
人手不足	132	76.7	96	63.2	139	62.3
賃金が安いから	13	7.6	15	9.9	16	7.2

(3) 本節の議論は、Higuchi and Tanno (2003) のうち筆者執筆部分に依拠している。

表5 豊田市における外国人の雇用状況

社員数		10人未満	10-29人	30-99人	100-299人	300-999人	1000人以上	合計
外国人労働者数	間接雇用	13	40	167	156	262	379	1017
	直接雇用	26	20	204	92	60	45	447
	合計	39	60	371	248	322	424	1464
外国人雇用企業数	間接雇用	4	7	11	6	4	5	37
	直接雇用	12	6	21	8	4	3	54
合計		481	106	70	21	14	17	709

注：カイ二乗検定， $p < .01$

表6 豊田市内事業所が外国人労働者を雇用する理由

社員数	10人未満		10-99人		100人以上		全体		
	回答数	%	回答数	%	回答数	%	回答数	%	
コストが安い	3	17.6	24	55.8	19	50.0	46	46.9	*
正社員を増やすと不安	7	43.8	25	56.8	24	63.2	56	57.1	
変動に対応するため	8	47.1	33	70.2	26	68.4	67	65.7	
パートがこないから	10	62.5	17	39.5	5	13.2	32	33.0	**
新卒者が来ないから	6	35.3	24	52.2	2	5.3	32	31.7	**

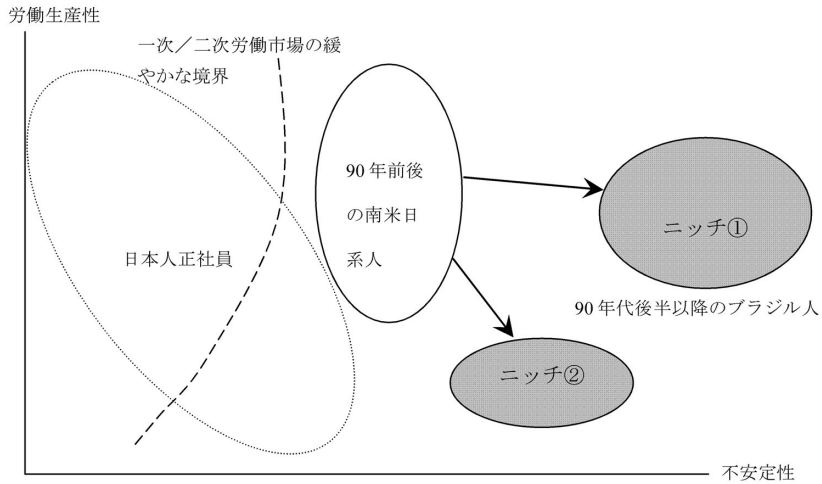
注：カイ二乗検定，* $p < .05$ ，** $p < .01$

業で働く外国人労働者470名のうち、53.2%（250名）は直接雇用であり、企業規模と雇用形態には統計的にも有意な関係があった。

こうした相違は、外国人労働者を雇用する論理が企業規模により異なることにより生み出される。表6をみると、パート・社員どちらについても「人手不足」を挙げるのは表4の半分である3割強にとどまる。その代わりに、安価な労働力であるという理由は表4の1割弱から半数弱まで増加している。より細かくみると、表6のうち労働力コストと労働力不足については企業規模と回答に有意な関係があり、社員数10人未満の零細企業では依然としてコスト削減よりも人手不足解消が外国人雇用の主たる理由となっている。社員が100人以上の中・大企業で労働力不足を挙げるのは1割前後である一方、半数が低コスト労働力として外国人労働者をみなしている。その間の10~99人の企業は両義的で、特に正社員の確保がままならないとするのが半数になるものの、ほぼ同じ数の企業が外国人を安価な労働力として雇用している。つまり、中小企業で直接雇用が多いのは、人手不足が解消されないがゆえに社員の代替となる基幹労働力に近い存在として外国人労働者を用いるからだと思われる。

さらに、企業規模の違いを超えて共通する傾向として、正社員雇用の抑制やフレキシブルな労働力確保という動機がみられることは重要である。表6では、この2点に対応する回答で企業規模による値の相違はあるが、統計的に有意な差ではない。この2つの動機にもとづく外国人雇用は、少なくとも豊田市の企業社会には規模を問わず浸透したものと考えられる。変動への対応を外国人雇用の理由として選んだ企業が3分の2に及んだことは重要で、ブラジル人は雇用調整要員として位置づけられていったことがわかる。特に、ブラジル人の3分の2を雇用する「社員数100人以上の企業」では、新卒者もパートも採用には困難をきたしていない。南米日系人を雇用したのは、社員やパートよりもフレキシブルな労働力として期待しているからであり、経済危機に際して自動車・電

図3 1990年代におけるブラジル人労働市場の変化



機産業で大量解雇が生じたのはその必然的な帰結だった。

こうした労働市場側の変化を図式的に表すと、図3のようになる⁽⁴⁾。1990年前後のブラジル人は、確かに二次労働市場に組み込まれたものの、フレキシブルな労働力という期待のもとで雇用されていたわけではなかった。現在でもブラジル人労働力のニッチは二次労働市場内にあるが、そのなかでの位置は景気後退期以降変容を迫られ、2つの部門に分岐していく⁽⁵⁾。

そのうちの第1は、自動車や電機産業のように生産性は高いが、生産量の変動が激しい部門になる(図3のニッチ①)。表5での人数割合が示すように、南米人労働力の多くはニッチ①に組み込まれる。もともとブラジル人労働力を雇用していたのはこの部門であるが、景気後退により人手不足が緩和されると、最大手企業は日本人へと雇用を切り替えていった(丹野 2007)。図3において、ニッチ①が1990年前後より下側に位置づけられるのはそのためである。1990年代にブラジル人労働力を主に吸収したのは、下請け構造上その下位にある企業であり、生産変動への対応要員として雇用したがゆえに雇用の不安定性は大きく高まった。

第2は、表5でいう中小企業の直接雇用、あるいは食品加工のように労働生産性は低いが安定性は相対的に高い職場である。本稿で用いる豊田市のデータには含まれていないが、特にコンビニエンスストア向けの弁当工場は、自動車、電機に次いでブラジル人の第3の就労業種となっている。こうした職場は、労働生産性が低かったり休日が一定していなかったりするがゆえに、景気後退期

(4) 一次労働市場と二次労働市場の境界は、日本では企業規模による生産性と賃金格差が大きいことから、中小企業の正社員も二次労働市場に入れている。とはいえ、尾高煌之助(1984)がいうように両者の境界は段階的で明確な線引きができるわけではない。

(5) 南米から日本へのデカセギに対する関心は英語圏でも高く、かなりの研究が出されており、間接雇用が多いことも知られている。しかし、南米人が包摂される労働市場が通時的に変化したことは、英語圏では認識されていない。これは、英語圏での代表的な著作が1990年代半ばのフィールドワークデータに基づいており(Roth 2002; Tsuda 2003)、その後の状況を把握していないことによる。

にあっても労働力不足が続いていた。弁当工場は自動車関連の工場より時給で100～200円程度安く、毎日出荷するため同じ工場内でも休日があればで仲間や家族とのふれあいが難しくなるなど、待遇は悪かったといっただい。

しかし、経済危機で何より大きな差を生み出したのは、二次労働市場内部での不安定性の程度であった。ニッチ②の多くを占める弁当工場では、経済危機以降残業時間こそ減少しているものの、自動車や電機産業のような大量解雇は生じていない⁽⁶⁾。ニッチ①もニッチ②も、景気後退期以降形成され今世紀の好況期に拡大したと考えられる。このうちニッチ②の比重が大きければ、経済危機の影響は限定的なものにとどまっただろう。しかし、輸出依存度が高い自動車・電機での派遣・請負労働たるニッチ①への集中が、ブラジル人の脆弱性を極度に高める結果となった。以上が、滞在基盤の不安定性に対する労働市場からみた回答となるが、こうした現状分析では解けない部分が残る。すなわち、2つのニッチ以外にブラジル人が進出する余地はなかったのか。こうした問いに答えるには、彼ら彼女らに対する政策対応を次節でみる必要がある。

5 定住化言説の逆説と自治体政策の経路依存性

外国人に対する自治体の政策は、「閉鎖的な日本」にあって開明的な部分の象徴として、日本の研究者の間で好意的に評価されてきた（江橋 1993；駒井・渡戸 1997；毛受・鈴木 2007；宮島・梶田 1996；渡戸 1996）。「国の無策」と「自治体の奮闘」という図式は英語圏での研究でも共有されており（Pak 2000a, 2000b；Shipper 2008；Tsuda 2006），研究者間での統一見解となっている。このような評価は、ニューカマーの流入が本格化した1980年代ならば、啓発的な意味もあって一定の役割を果たしたといえるだろう。しかし、それから20年以上が経過した現時点で必要なのは、国や自治体の政策が何を生み出し何を生み出さなかったのかを検証することである。そうした点に鑑みれば、2008年の経済危機は検証のための貴重な機会になったというべきだろう。筆者の立場からすれば、自治体の政策には相互に関連する2つの大きな欠陥があり、それらは「定住化言説の逆説」と「経路依存性」と要約しよう。以下順に見ていくことにしよう。

5.1 定住化言説の逆説

まず、前段で引用した文献や自治体の政策文書を見て気づくのは、外国人を「労働者」ではなく「住民」（ないし市民、県民）として表象する傾向の強さである。「外国籍住民」「外国人住民」など、巷間にあふれていた「外国人労働者」という呼称に対抗するかのごとく、居住性に根拠を置いた規定がなされる。これは、単なる労働力としてしか外国人を扱わないことへの異議申し立てを含んでいるが、住民としての側面の強調は労働者としての側面を逆に覆い隠す結果を伴う。必要とされるのは「住民」サービスとしての多言語情報、社会保障、保健医療、子どもの教育、行政参加などで

(6) 筆者が日本とアルゼンチンで聞き取りした際にも、弁当工場の安定性は確認できた。弁当工場に南米人を送り出す最大手の請負業者も、自社では1人も経済危機による解雇は行っていないし、業界全体でも状況は同様だという（2009年3月27日の聞き取り、同年4月7日に他の業者に聞き取りした際も同様の回答だった）。

あり、「労働者」としての地位改善は視野から外れがちになるからである。

こうした傾向に拍車をかけたのは、外国人はもはや一時滞在者ではなく定住化しつつあるという言説であった。これは、一時滞在者＝労働者、定住者＝住民という区分をより強固にすることになる。日本が向かうべきは、研修制度に代表されるように外国人労働者を一時的な労働力として使う社会ではなく、定住した外国人住民が持ち込む多文化を包摂する社会である。——このような言説に異を唱えるのは、移民受け入れ反対で同化を是とする論者であり、外国人に関わる自治体・研究者・市民団体などは定住化言説に与する傾向が強かった。その意味で、同化vs多文化という対立軸が持ち込まれ、後者を望ましいものとみなす規範が作用してきたのである。

筆者はそれ自体が問題を生み出したといたいわけではない。しかし、定住化言説は外国人を労働者としてみることから距離をとるあまり、定住化した外国人は引退するまで日本で働かねばならない労働者でもあることを軽視してきた。定住者になったからといって労働の側面が等閑視されてよいわけではなく、定住するからこそ日本の労働市場内部での移動の可能性が確保されねばならない。一時滞在の労働者であれば、労働者としての基本的な権利保障が最低限確保されねばならないが、定住する労働者に対してそれだけの措置では不十分である⁽⁷⁾。

ここに至って定住化言説の逆説が成立する。本来、定住する労働者に対して必要な配慮は、個々の外国人が日本でとりうるキャリア・パスまで含むべきであり、語学研修、職業訓練、マイノリティの起業向け融資などが、欧米での先例となる。ところが、労働者という言葉につきまとうゲストワーカー的ニュアンスを拒否するあまり、個々の外国人が労働者であることは直視されなくなった。定住化言説は、外国人が日本社会のメンバーたることを強調するが、それは労働の側面を無視して不安定な就労状態を放置し、いわば鹽と共に赤子を流す結果をもたらしたのである。

5.2 自治体政策の経路依存性

前出のファヴェルは、英仏の移民政策が「多文化主義・人種」と「統合・市民」という枠組みに固執する結果生じる問題を、経路依存性の概念を用いて分析している (Favell 2001)。彼の特徴は、個別の政策よりもそれらを貫く政策原理に着目し、それが視野の限界をもたらすことが不適切な対応を生み出すとする点である。これは日本の外国人政策の分析にも有用で、日本にも英仏同様の「ある種の『公定の』公共理論」(Favell 2001: 15)として存在する「国際化」と「多文化共生」を分析対象にできる。

そもそも、自治体による外国人政策が明示的な政策分野として認知されるようになったのは1980年代後半だが、そのときには「国際」政策の一部として打ち出されている。奇妙なことに、今に至るまで多くの自治体で外国人政策の担当は「国際」関連部局である。自治体の国際政策は、1978年に始まった神奈川県の実際外交を嚆矢とし (後藤 1997)、1986年には自治省が自治体の国際交流政策をまとめるよう指示して国際化政策が本格化した。外国人政策は、そのなかでも「内なる国際化」

(7) 筆者自身は、「短期だから」「定住するから」といった便宜主義的な性格を持つ労働者受け入れ論には違和感がある。しかし、政策策定に際して短期・長期の区分があるのはやむをえないだろう。問題は、定住化言説が長期的な政策の射程を失わせる結果となったことである。

表7 自治体国際化に関わる大綱・要綱での外国人政策への言及状況

	外国人政策		進学格差		社会経済的地位の格差		全体	
	頁数	%	実数	%	実数	%	頁数	文書数
1987-1994年	33	6.2	0	0.0	0	0.0	535	24
1995-2000年	158	16.7	0	0.0	0	0.0	946	22
2001-2008年	432	57.8	7	26.9	1	3.8	747	26
全体	623	28.0	7	9.7	1	1.4	2228	72

を進める要素と捉えられたのである（初瀬 1988）。

こうした国際化政策のなかでも外国人政策は重要な位置を占めるようになり、自治体国際化に関わる大綱・要綱を分析した表7は、外国人政策の位置づけの変化を如実に示す。1987～94年に刊行された関連する大綱・要綱のうち、外国人政策についてはページ数にして6.2%しか言及されておらず、「国際交流」や「国際協力」といったことが柱になっていた。それが今世紀になると、半分以上のページが外国人政策に割かれており、関連部局の最重要業務になったことが伺われる。それに合わせて、外国人政策に関わる庁内会議を開催する自治体も増えている。その意味では、明示的な担当部局がなく体系的な政策も存在しない国レベルと比べて、自治体レベルのほうがはるかに整った政策を打ち出してきたとみなすのは間違いではない。

しかしながら、外国人政策を国際化政策の一部とみなす発想には重大な限界があった。国際化政策は、他の国やそこに住む人との交流を自治体が積極的に推進するという論理に基づいており、その延長として外国人住民も位置づけられる。外国人は、国内に住むマイノリティとしてよりむしろ、海外から来た歓迎すべきゲストとみなされるわけである。こうした発想は、外国人の存在を積極的肯定的に捉える点では意味があるが、マイノリティであるがゆえに発生する問題を理解する上で資するところはあまりない。これでは、ほぼすべての移民受入国が経験する、定住マイノリティの包摂を効果的に行うには不備が多すぎる。

そこで次に登場したのが、「共生」ないし「多文化共生」という概念である。共生概念は、そもそもアイヌのような先住民の権利擁護をめぐる提起された用語であり、その意味でマイノリティとしての側面を当初から内に含んでいる。これは国際化にはない利点であり、外国人がおかれた現状により合致しているといえるだろう。そうであるがゆえに、自治体のみならずNGOや国に至るまで広く使われ、現在の外国人政策をめぐる基本原理になったと考えられる。実際、総務省が2006年に多文化共生政策をめぐる審議会の報告書を刊行し、自治体に関連要綱の策定を促してから、外国人政策に特化した大綱・要綱が増加した。表7にみる外国人政策の比重の増加は、国際化から多文化共生への鍵概念の移行をも反映している。

だが、本稿で検討してきたブラジル人の現状に鑑みれば、多文化共生概念には欠陥があるといわざるを得ない⁽⁸⁾。総務省（2006：5）は、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」として多文化共生を定義している。ここでまず問題になるのは、集団間関係が「対等」という言葉で語ら

(8) この点については、さしあたり樋口（2010）で論じておいた。

れていることである。「互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こう」と定義するとき、共生を実現する責任主体は「人々」になる。このように、共生概念を社会心理学的な集団接触のアプローチに近い形で定義したため、集団間関係を規定するのは社会構造的な要因であるという、エスニシティ研究が蓄積してきた見地は無視されることとなった。

現実問題として、非正規雇用比率が労働人口の3分の1である「日本人」と9割弱と思われる「ブラジル人」が⁽⁹⁾、集団として「対等」な関係を結べるのだろうか。社会構造上の不平等が著しければ、対等な関係の構築は困難になるが、それがあたかも可能であるかのような幻想を多文化共生概念はふりまいてきた。そうした理解を可能にするのは、「多文化」共生という言葉が示す文化還元主義である。多文化共生概念は、確かに外国人をマイノリティとして明確に認識していた。しかし、それはあくまで文化的マイノリティとしてのみ外国人をみなしており、社会経済的なマイノリティ状況を直視するものではない。

このような、国際化から多文化共生に至る経路依存性——社会経済的なマイノリティ状況の無視——は、どのような政策を生み出したのか。表7をみると、2000年までに刊行された大綱・要綱で社会経済的なマイノリティ状況にふれたものは皆無だった。労働との関わりで登場するのは、「不法就労の防止」「労働関係法令の遵守」といった点だけであり、労働市場での地位に対する言及はない。そうした状況は今世紀に入って少し変化しており、特に日本人とニューカマーの進学格差に言及するものが4分の1に達するようになった。事態の改善のため、高校入試において外国籍生徒のための特別枠を設ける県も増えている。

一方で、外国人（実質的にはブラジル人）が非正規雇用に集中していることにふれたものは、愛知県が2008年に刊行した計画のみであった。これによると、「業務請負や派遣といった形態で製造業の現場などで非熟練労働に従事する者が比較的多くを占め、短期間で転職する者も少なくない」（愛知県 2008：50）。「比較的多くを占め」という現状認識は事実と反しているが、「外国人県民がその能力を発揮し、安定した職業生活が営まれるよう、外国人県民（就労制限のない者）を対象とした職業訓練」（愛知県 2008：52）という対策も挙げている。

これは画期的な提言といえるが、南米からのデカセギが始まって20年が経過してからは遅きに失している。前節で提示した2つのニッチ以外の職に進出するには、仕事で使える水準での日本語とさらにいえば職業訓練が必要であった。2つのニッチ以外の職についての南米人は、筆者が調査で出会った限りではほとんどが同胞に関わるエスニック・ビジネス（食料品店、レストラン、派遣業など）に従事している。それ以外の職は、電気工事士、トラック運転手、調理師、通訳など日本語と職業訓練を前提とするものがほとんどであった。こうした仕事についての南米人は、読み書きの水準は低くても日本語会話には堪能で、そうであるがゆえに自らに投資して免許をとり同胞のニッチ以外の職を得ることができたのである。

(9) 非正規雇用比率をみるに際しては、サンプルに偏りが少ないことが望ましいため、自治体による調査結果だけ挙げておく。豊橋市（2003）では660名中正規雇用（正社員と自営）が12.4%、静岡県（2008）では1922名中15.4%、浜松市（2007）では1252名中10.4%、四日市市（2010）では349名中13.2%だった。

6 「市場の失敗」と「政府の失敗」をこえて

これまでの議論を通じて本稿で強調したいのは、非正規雇用一般が経済危機に際してこうむった影響よりもむしろ、その皺寄せが特定のエスニック集団に集中することの問題である。格差・貧困に関する議論がかまびすしくなされるようになり、その問題点も指摘されるようになったが、それと労働市場のエスニックな編成との関連が問われることはなかった。4節でみたように、労働市場におけるブラジル人のニッチは2つの部門へと収斂し、そのうち多数を占めるニッチ①は変動への対応要員として不安定性を甘受するがゆえに拡大してきた。特定部門への集中は、ゴードンがいうエスクラス（エスニシティと階級の重なり）状況の典型をもたらした（Gordon 1964）、自動車・電機産業の生産が落ち込んだときに大量失業を生み出した。移民集団が特定の職種・業種に集中することは広く知られているが、2節でみたように失業率の格差が極端に大きいことは、ニッチへの集中度の高さとニッチ自体の脆弱性の双方を物語る。

ブラジル人に関わる政策の関係者（自治体職員、研究者、市民団体）であれば、こうした状況は当然に認識できたはずであるが、それが政策課題になることはなかった。この背景には、外国人政策の原理をなしてきた国際化と多文化共生概念が生み出した経路依存性がある。外国人のメンバーシップの承認は、外国人の労働者性を括弧に入れる形で進められており、それがブラジル人の労働状況を問題化させてこなかったのである。それが結果的に、ブラジル人の労働政策をめぐる20年間の空白とニッチの固定化をもたらした。

要するに、特定の集団を不安定な労働に固定化し失業の集中を生み出すという点で、ブラジル人の大量失業は「市場の失敗」の典型であった。さらに、外国人政策を熱心に進めてきた関係者は労働の側面を等閑視し、そこでのゆがみを是正する発想を持たなかったという点で「政府の失敗」がもたらしたものともいえる。経済危機は多くの犠牲を伴うことになったが、これまでみたような問題が可視化される機会でもある。経路依存性は、そのままでは変更が難しいからこそ不適切な政策を継続させる要因となるが、今回の大量失業はそこから脱却する契機にもできるのではないか。最後に、この点について簡単に見通しを示して本稿を終えることとしたい。

2009年度に厚生労働省は、日系南米人失業者を対象とした「就労準備研修」を実施した。これは5000人を対象に10.8億円の予算を組み、181時間（日本語能力に応じて変更あり）の日本語教育を行うものである。だが、5000人では失業者のごく一部しか研修対象とならないし、181時間では仕事で使える日本語力の習得にはまったく不十分だろう。たとえばオランダでは、EUと日米加を除いた国出身の移民（オランダ人と結婚した移民を除く）に510時間の語学研修を義務付けている。これはオランダの同化主義への転換を示す例として取り上げられることが多いが（Entzinger 2003）、日本の3倍の学習時間を確保したプログラムを政府が無償で提供しているのは事実である。

逆にいえば、日本はこうした負担をしないままブラジル人を労働市場の不安定な部分へと追い込み、大量失業を招くこととなった。だが、これまでの政府の措置を見る限り、こうした失敗の教訓が生かされているとは言いがたい。就労準備研修とともに失業対策となったのは、失業した南米人

に旅費を支給する「帰国支援事業」である⁽¹⁰⁾。これは、失業者本人に対して30万円、扶養家族に対して20万円の旅費を支給するもので、2009年4月1日の開始以降2010年1月5日までに17,499人の申請があった⁽¹¹⁾。締め切り前の駆け込み需要を考えれば、少なくとも2万人以上が申請するものと思われる。予算執行額は明らかにされていないが、1人当たり平均25万円を支給したとして、50億円以上を支出することになる。

ここで問題にしたいのは、「就労準備」の約5倍の額を「帰国支援」に支出することである。本稿のこれまでの議論からすれば、必要なのはブラジル人をはじめとする南米人の職業移動を可能にするための政策的措置である。この時期にメディアで耳目を集め世論も南米人の苦境に同情的だったことを考えれば、経済危機に伴う大量失業は政策転換のための機会でもあった。失業者の学習意欲についても、きわめて高いものを期待できただろう。そうした目的に適った就労準備研修に対しては、量的にも質的にも不十分な予算しか割り振らなかった。反面、失業者を帰国させる事業にその5倍の予算を割くのは明らかにバランスを欠いた措置であり、厚生労働省は転換の機会を失したといってもよい。「政府の失敗」を繰り返さないためにも、ブラジル人が一生日本で働き続けられるような持続可能性のある労働政策が、今後真剣に探求されるべきだろう。

(ひぐち・なおと 徳島大学総合科学部准教授)

【引用文献】

- Abella, M. and J. Ducanes (2009) *The Effect of the Global Economic Crisis on Asian Migrant Workers and Governments' Responses*, ILO Bangkok Regional Office.
- 愛知県 (2008) 『愛知県多文化共生推進プラン』.
- Awad, I. (2009) *The Global Economic Crisis and Migrant Workers: Impact and Response*, ILO.
- Cornelius, W. A. et al. eds. (1992) *Controlling Immigration: A Global Perspective*, Stanford University Press.
- 江橋崇編 (1993) 『外国人は住民です』学陽書房.
- Entzinger, H. (2003) "The Rise and Fall of Multiculturalism: The Case of the Netherlands," C. Joppke and E. Morawska eds., *Toward Assimilation and Citizenship: Immigrants in Liberal Nation-States*, Palgrave.
- Favell, A. (2001) *Philosophies of Integration: Immigration and the Idea of Citizenship in France and Britain*, (second ed.) Macmillan.
- Fix, M. et al. (2009) *Migration and the Global Recession: A Report Commissioned by the BBC World Service*, Migration Policy Institute.
- がんばれ！ブラジル人会議 (2009) 『浜松市 経済状況の悪化におけるブラジル人実態調査集計結果』.
- Gibb, H. (2009) "The Impact of the Economic Crisis: Women Migrant Workers in Asia," Paper

(10) この事業内容や適用条件については、厚生労働省のホームページから資料をダウンロードできる (<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/03/dl/h0331-10a.pdf>)。この資料では、帰国支援事業申請者に対して「自分の間、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めない」としていたが、批判を受けてスペインと同様の3年間に改めている。

(11) 2010年1月18日付、厚生労働省報道資料による (<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000003rnz.html>)。

- presented at IWG-GEM Conference 2009 : Gender and Global Economic Crisis, United Nations.
- Gmelch, G. (1980) "Return Migration," *Annual Review of Anthropology*, 9 : 135-59.
- 後藤仁 (1997) 『神奈川県——民際外交の展開』駒井洋・渡戸一郎編『自治体の外国人政策』明石書店。
- 岐阜県 (2009) 『定住外国人（ブラジル人）実態調査結果について（速報版）』。
- Gordon, M. M. (1964) *Assimilation in American Life*, Oxford University Press.
- 浜松市 (2007) 『浜松市における南米系外国人の生活・就労実態調査』。
- 初瀬龍平編 (1988) 『内なる国際化 改訂増補版』三嶺書房。
- 樋口直人 (2010) 『「多文化共生」再考——ポスト共生に向けた試論』『アジア太平洋研究センター年報』7号。
- Higuchi, N. and K. Tanno (2003) "What's Driving Brazil-Japan Migration? The Making and the Remaking of Brazilian Niche in Japan," *International Journal of Japanese Sociology*, 12 : 33-48.
- 広田康生 (2003) 『新版 エスニシティと都市』有信堂。
- 稲上毅・桑原靖夫・国民金融公庫総合研究所 (1992) 『外国人労働者を戦力化する中小企業』中小企業リサーチセンター。
- 梶田孝道・丹野清人・樋口直人 (2005) 『顔の見えない定住化——日系ブラジル人と国家・市場・移民ネットワーク』名古屋大学出版会。
- 駒井洋・渡戸一郎編 (1997) 『自治体の外国人政策』明石書店。
- McCabe, K. et al. (2009) *Pay to Go : Countries Offer Cash to Immigrants Willing to Pack Their Bags*, Migration Policy Institute.
- Martin, P. (2009a) *The Recession and Migration : Alternative Scenarios*, Working Paper, International Migration Institute.
- (2009b) "Recession and Migration : A New Era for Labor Migration?" *International Migration Review*, 43 (3) : 671-691.
- 毛受敏浩・鈴木江理子編 (2007) 『「多文化パワー」社会——多文化共生を超えて』明石書店。
- 宮島喬・梶田孝道編 (1996) 『外国人労働者から市民へ——地域社会の視角と課題から』有斐閣。
- 尾高煌之助 (1984) 『労働市場分析』岩波書店。
- OECD (2009) *International Migration Outlook : SOPEMI 2009*, OECD.
- 大久保武 (2005) 『日系人の労働市場とエスニシティ——地方工業都市に就労する日系ブラジル人』御茶の水書房。
- 小内透 (2009) 「在日ブラジル人世帯の貧困」『貧困研究』3号。
- ・酒井恵真編 (2001) 『日系ブラジル人の定住化と地域社会』御茶の水書房。
- Pak, K. T. (2000a) "Living in Harmony : Prospects for Cooperative Local Responses to Foreign Migrants," S. A. Smith ed., *Local Voices, National Issues : The Impact of Local Initiative in Japanese Policy-Making*, Center for Japanese Studies, the University of Michigan.
- (2000b) "Foreigners Are Local Citizens too : Local Governments Respond to International Migration in Japan," M. Douglass and G. S. Roberts eds., *Japan and Global Migration : Foreign Workers and the Advent of a Multicultural Society*, Routledge.
- Papademetriou, D. G. and A. Terrazas (2009) *Immigrants and the Current Economic Crisis : Research Evidence, Policy Challenges, and Implications*, Migration Policy Institute.
- Piore, M. J. (1979) *Birds of Passage : Migrant Labor and Industrial Societies*, Cambridge University Press.

- Rogers, A. et al. (2009) *Recession, Vulnerable Workers and Immigration : Background Report*, COM-PAS.
- Roth, J. H. (2002) *Brokered Homeland : Japanese Brazilian Migrants in Japan*, Cornell University Press.
- 滋賀県国際協会 (2009a) 『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果 (速報)』。
 —— (2009b) 『経済危機に伴う外国人住民の雇用・生活状況調査結果』。
- Shipper, A. (2008) *Fighting for Foreigners : Immigration and Its Impact on Japanese Democracy*, Cornell University Press.
- 静岡県 (2008) 『静岡県外国人労働実態調査 (外国人調査) 報告書』。
- 総務省 (2006) 『多文化共生の推進に関わる研究会報告書——地域における多文化共生の推進に向けて』。
- 丹野清人 (2007) 『越境する雇用システムと外国人労働者』東京大学出版会。
 —— (2009) 「外国人労働者問題の根源はどこにあるのか」『日本労働研究雑誌』587号。
- Taran, P. (2009) “The Impact of Financial Crisis on Migrant Workers,” paper presented to the 17th OSCE Economic and Environmental Forum.
- 手塚和彰他編 (1992) 『外国人労働者の就労実態』明石書店。
- 東京都立労働研究所 (1991) 『東京都における外国人労働者の就労実態』。
- 豊橋市 (2003) 『日系ブラジル人実態調査報告書』。
- Tsuda, T., 2003, *Strangers in the Ethnic Homeland : Japanese Brazilian Return Migration in Transnational Perspective*, Columbia University Press.
 —— (2006) “Localities and the Struggle for Immigrant Rights : The Significance of Local Citizenship in Recent Countries of Immigration,” T. Tsuda ed., *Local Citizenship in Recent Countries of Immigration : Japan in Comparative Perspective*, Lexington Books.
- 渡戸一郎編 (1996) 『自治体政策の展開とNGO』明石書店。
- 渡辺博顕 (2004) 「間接雇用の増加と日系人労働者」『日本労働研究雑誌』531号。
 —— (2009) 『外国人労働者の雇用実態と就業生活支援に関する調査』労働政策研究・研修機構。
- 四日市市 (2010) 『外国人市民実態調査アンケート』。
- (付記) 企業データは豊田市国際課の委託による丹野清人氏との共同調査で、自治体調査は科学研究費補助金による稲葉奈々子氏との共同調査で得られたものである。記して感謝したい。